

2020年2月20日

Japan tax alert

EY税理士法人

インドが2020-21年度の 予算案を発表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

インドの財務大臣は2020年2月1日、2020-21課税年度の予算案(以下、「2020年度予算案」)を提出しました。2020年度予算案では、配当分配税(dividend distribution tax、以下「DDT」)を撤廃し、従来の株主に対する源泉徴収税に置き換えること、非居住者向けの特定の負債証券により低い源泉徴収税率を導入すること、重要な経済的実体(significant economic presence、以下「SEP」)ルールの適用を延期すること、既存の税務訴訟を解決するための魅力的な紛争解決プロセスを導入すること等が提案されています。

本アラートでは、主な提案内容について概説します。

詳細解説

背景

インド企業に対する税率については、一定の要件を満たす場合、新規設立の製造会社は15%、その他すべての企業は22%、と最近大幅に引き下げられたため、変更しないことが提案されています。軽減税率の適用を受けない企業は、売上高の閾値に応じて、25%ないし30%の税率で引き続き課税されます。¹

国際税務に関する主な提案

現在、インド企業が分配する配当に20.56%の税率で適用されているDDTは、撤廃することが提案されています。非居住者の株主は、国内税法に基づき、配当所得に対し20%の税率で課税されるようになります。当該税率は租税条約により軽減される可能性があります。支払利息は、配当所得の20%を上限として、配当所得に対する税務上の控除が提案されています。一定条件の下、多層的なストラクチャ内での分配された配当の相殺を容認することにより、増加する源泉徴収税の影響を軽減するためのルールが提案されています。

SEPを有する外国企業に課税するために2018年に初めて導入された規定は、進行中のOECD²によるBEPS 2.0³の審議を受けて、2021年4月1日まで延期することが提案されています。

2020年4月1日から2023年7月1日までの間に発行される外貨建て長期債またはルピー建て債券に関して非居住者に支払われる利息については、4%の軽減源泉徴収税率が提案されています。かかる債券は国際金融サービスセンターにある公認証券取引所に上場されている必要があります。

外貨建てローン、長期債(長期インフラ債を含む)、およびルピー建て債券に関してインド企業が非居住者に支払う利息に係る現行の5%の軽減源泉徴収税率は、2023年6月30日まで延長されることが提案されています。

ルピー建て債券および政府系証券に関して外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investors、以下「FPI」)に支払われる利息に係る現行の5%の軽減源泉徴収税率は、2023年6月30日まで延長されることが提案されています。かかる軽減源泉徴収税率は、地方債に関して2020年4月1日から2023年6月30日までの間に支払われる利息についても適用されることが提案されています。

国内の課税実体(taxable presence)ルールについては、非居住者が(i)広告、(ii)インドに居住している、またはインドのインターネットプロトコルアドレスを使用している者から収集したデータの販売、(iii)インドに居住している、またはインドのインターネットプロトコルアドレスを使用している者から収集したデータを利用した商品もしくはサービスの販売から獲得した課税所得に拡大適用することが提案されています。租税条約上の恩恵を受ける権利を有する非居住者は、当該提案によって大きな影響を受けない可能性があります。

国内税法の下でのロイヤルティの定義は、映画フィルムの販売、配給、または上映からの所得を含むように拡大されることが提案されています。

特定の利子所得、配当、ロイヤルティ、またはインドからの技術サービスに対する手数料のみを稼得する非居住者は、一定条件の下で、インドにおける所得税申告書の提出が免除されるよう

になりました(以前は、かかる提出免除は特定の利子所得または配当所得を稼得する非居住者のみに適用されていました)。

間接譲渡課税ルールの適用免除は、インド証券取引委員会(SEBI)(FPI)規則2019に基づいて登録されたカテゴリのFPI、並びにSEBI(FPI)規則2014に基づいて登録されたカテゴリIおよびIIのFPIに付与されることが提案されています。

インドの適格ファンドマネージャーを通じて資金運用活動を行う適格投資ファンドに適用されるセーフハーバー規定(国内恒久的施設の認定免除のため)に関する条件⁴は、緩和されることが提案されています。

法人税に関する主な提案

2020年度予算案では、適格スタートアップ企業が適格事業から得た利益に対し、設立から10年(以前は7年)のうち3年連続で100%の税額控除⁵を請求することを認めることが提案されています。ただし、控除する年度において適格事業からの売上高が1,430万米ドル(以前は357万米ドル)未満の場合に限ります。

認可された住宅プロジェクトの開発および建築から不動産会社が稼得する利益に対して100%免税を請求する住宅プロジェクトの承認を受ける期限を、2020年3月31日から2021年3月31日まで延長することが提案されています。

係争中の税金の支払いのための税務紛争解決プロセスが提案されています⁶。(i)2020年3月31日までに係争中の税金を支払う場合、利息およびペナルティが完全に免除されます。または(ii)2020年3月31日から2020年6月30日までの間に一定の追加額とともに係争中の税金を支払います。当該プロセスは、控訴がいずれかの控訴レベルで係属中の場合を対象としています。

一定の要件を満たす場合、(通常の法定監査に加えて)企業が会計士から税務監査報告書を取得する閾値は、総売上高、取引高、または総収入の14万米ドルから70万米ドルに引き上げることが提案されています。

デジタルまたは電子のファシリティやプラットフォームを介して促進される商品の販売またはサービスの提供に関して、Eコマース事業者がEコマース参加者に対して行う支払いについて、1%の源泉徴収税を導入することが提案されています。ただし、一定の要件を満たす場合、個人のEコマース参加者は免除の対象となります。

インドの居住者に対する技術サービス(専門サービスを除く)に支払われる手数料に係る源泉徴収税率は、(工事契約に現在適用されている源泉徴収税率に合わせて)10%から2%に引き下げることが提案されています。

税務調査の対象となる納税者(移転価格コンプライアンス要件が課される納税者を除く)の税務申告書の提出期限を対象課

税年度翌年の10月31日までに延長することが提案されています(以前は9月30日)。

税務監査報告書の提出、移転価格文書の保持、移転価格証明書の提出の期日を1カ月前倒しすることが提案されています(例:移転価格規制の対象となる納税者については、対象課税年度翌年の10月31日)。

政府は、控訴プロセスの効率性、透明性、説明責任を高めるため、最初の控訴裁判所の段階で租税に関する控訴を解決するための「電子控訴(e-appeal)」プロセス、並びに租税に関するペナルティ手続きにおけるヒューマンインターフェースを減らすための「電子ペナルティ(e-penalty)」プロセスの開発を提案しました。

法人税に関する主な提案

事前確認制度(APA)とセーフハーバープログラムの範囲を拡大し、インドにおける非居住者の「事業関連性(business connection)」⁷または恒久的施設に帰属する所得の決定を含めることが提案されています。

巻末注

1. 本アラートに記載されているすべての税率には、通常、付加税(surcharge)および特別追加税(cess)が適用されます。
2. 経済協力開発機構
3. 税源浸食と利益移転
4. 「ファンド元本の月間平均」条件を満たすため、インド居住者によるファンドへの参加と基準日(cut-off date)を集計します。
5. 控除は課税所得に相当します。
6. 当該プロセスは予算演説の中で発表されましたが、財政法案に具体的な規定は導入されていません。
7. 当該概念は恒久的施設に類似しています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

野本 誠
ニラドリ・ナグ

パートナー
パートナー

makoto.nomoto@jp.ey.com
niladri.nag@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200220

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp